第４章　ＮＰＯ法人の合併、解散について

１　ＮＰＯ法人の合併

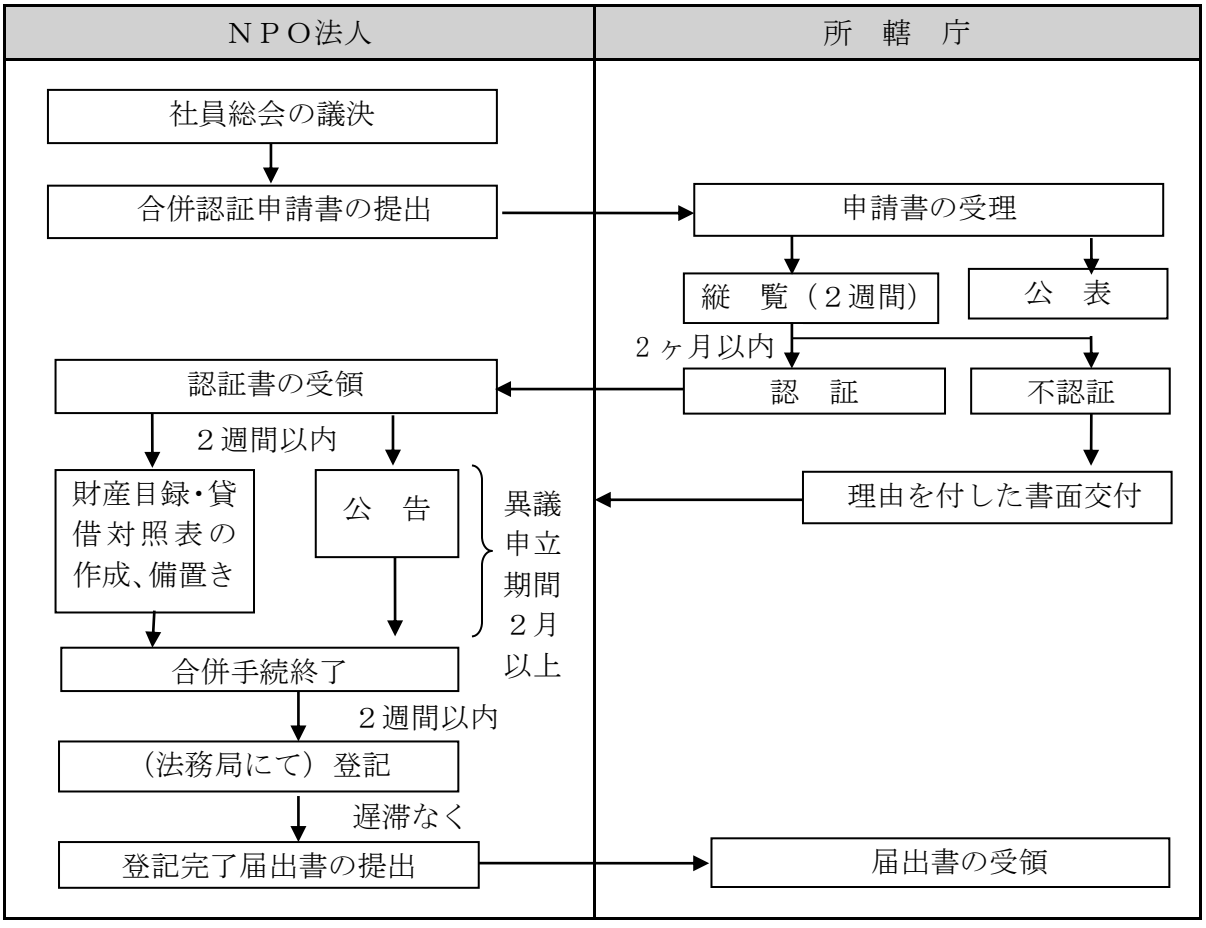
ＮＰＯ法人は、社員総会の決議により、他のＮＰＯ法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされたＮＰＯ法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

合併の認証申請にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から２週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なくインターネットの利用により公表することになります。所轄庁は、申請書の縦覧期間終了後２か月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 34⑤において準用する法 10②、12②③）。

所轄庁から合併の認証を受けたＮＰＯ法人は、その認証の通知のあった日から２週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内（２か月を下回ってはなりません。）に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から２週間以内に、合併により設立したＮＰＯ法人又は合併後存続するＮＰＯ法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令８）。

【合併手続の流れ】



（1） 合併認証の申請

合併の認証を受ける場合は、次の書類を所轄庁に提出します。

提　出　書　類		提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書＜宮崎県規則様式第 11 号＞	１部	１１７
2	合併の議決をした総会の議事録の写し	１部	９８
3	定款	２部	１９
4	役員名簿（各役員の氏名及び住所、報酬の有無を記載）	２部	４２
5	各役員の就任承諾書及び誓約書の写し	１部	４３
6	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※６か月以内のもの	１部	－
7	社員のうち１０人以上の者の名簿	１部	４４
8	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	１部	４５
9	合併趣意書	２部	４６
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	２部	４９
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	２部	５１

※　３、４、９、10 及び 11 は縦覧書類になります（４については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたものを縦覧します。）。

※　権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

※　県では、住民基本台帳ネットワークで本人確認ができる場合に限り、住民票の提出が不要となります。届出書には、住民票の表記のとおり氏名及び住所を記載してください。

（2） 合併認証申請書類に係る補正の申立て

上記（１）により提出した申請書又は添付書類に「軽微な不備」があるときは、申請書が受理された日から１週間に満たない場合において、次の書類を所轄庁に提出して補正することができます（法 34⑤において準用する法 10④）。

※　「軽微な不備」とは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとします（条例３）。

提　出　書　類		提出部数	参照ページ
1	補正書＜宮崎県規則様式第１号の２＞	１部	１１８
2	補正後の申請書又は添付書類	(1)に同じ	－

（３） 合併登記完了届出書の提出

法人合併の登記後、遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提　出　書　類		提出部数	参照ページ
1	登記完了届出書＜宮崎県規則様式第２号＞	１部	５６
2	登記事項証明書（原本＋写し）	２部 （県への提出は不要）	－
3	合併の時の財産目録	２部	５７

※　権限移譲市町に申請する場合、部数が異なることがありますので確認してください。

※　県では、令和８年９月より、地方公共団体における法人ベース・レジストリの運用登録を受けましたので、登記完了届出書の届出時に、登記事項証明書の添付が省略できるようになりました。

２　ＮＰＯ法人の解散

（１）　ＮＰＯ法人の解散事由

ＮＰＯ法人は、次のア～キの事由によって解散します（法 31①）。解散後、清算中のＮＰＯ法人は、清算法人として清算の目的の範囲内において、**その清算の結了に至るまでは存続する**ものとみなされます（法 31 の４）。最終的に、**清算結了の登記を行うことで法人は消滅**します。法人の清算は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督を受けることとなっています。（法 32 の２）

ア　社員総会の決議

解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の決議を行い、解散することができます。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法 31④）。

※　定款に特段定めがない場合は、社員総数の４分の３以上の賛成が必要です。

※　解散総会では、解散することの意思決定、残余財産の帰属先及び清算人の選任について議決する必要があります。

イ　定款で定めた解散事由の発生

例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法 31④）。

ウ　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。この事由により解散するにあたっては、法人が不能と判断するだけではなく、客観的な事由が必要で、所轄庁にその事由を証する書面を提出し、認定を受けることが必要です（法 31②③）。

※　客観的な事実に基づいて判断されるため、単に、人材不足や資金不足といった法人の主観的な事情であった場合は、認められません（このような場合、社員総会の決議により解散することはできます。）。

エ　社員の欠亡

社員が１人もいなくなったことを意味します。社員が 10 人を下回ったことをもって解散となるわけではありません。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法 31④）。

オ　合併

吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。この事由により解散する場合、所轄庁への届出は不要です（別途、合併認証申請手続が必要です。P105 参照。）。

カ　破産手続開始の決定

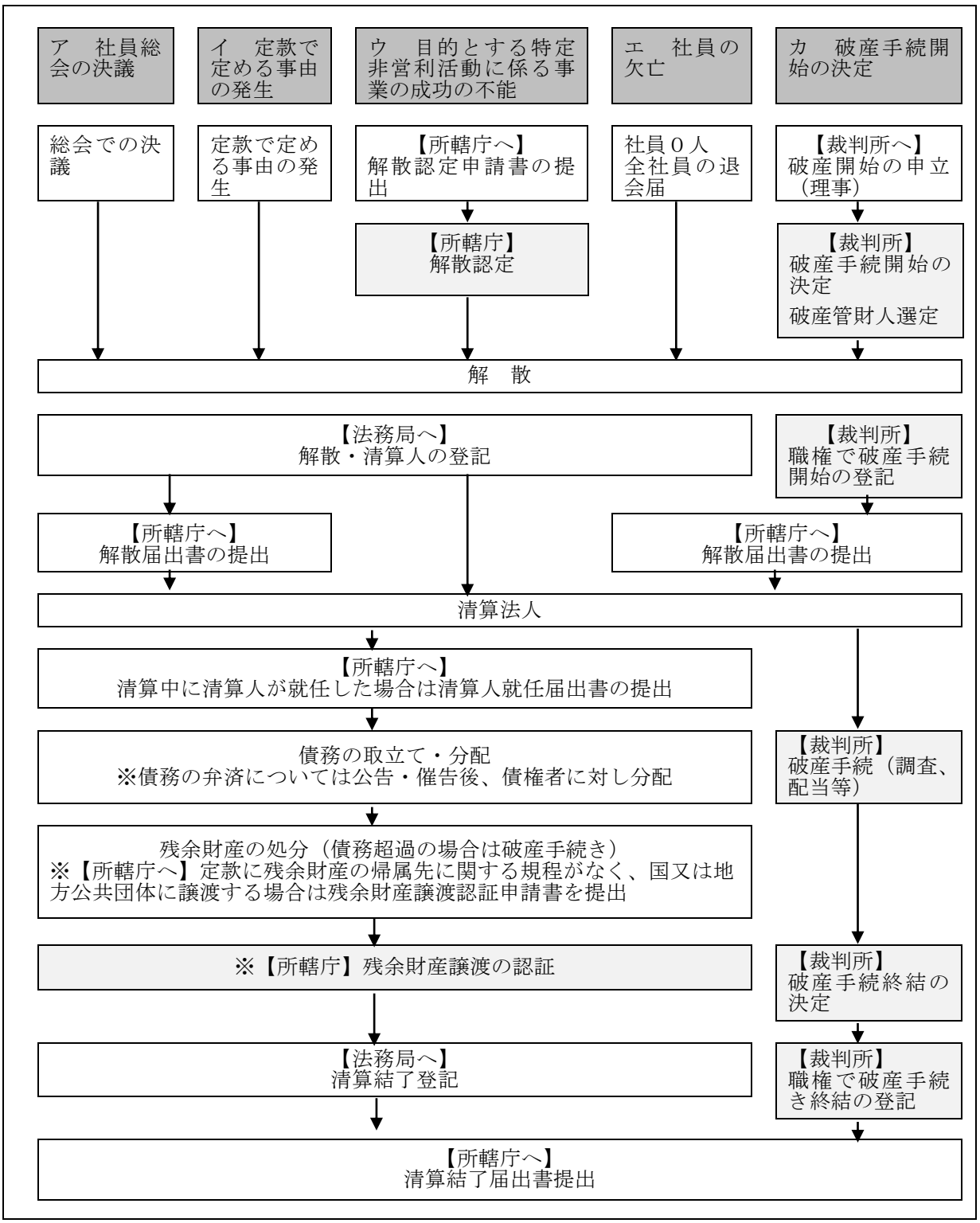
法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合をいいます。破産の具体的な手続は破産法に定められており、破産管財人が清算処理を行うことになります（法人が債務を完済することができなくなった場合、理事は裁判所に対して直ちに破産手続開始の申立てを行う必要があります。）。この事由により解散する場合、清算人は遅滞なく所轄庁へ解散の届出を行わなければなりません（法 31④）。

キ　設立の認証の取消し

所轄庁から設立の認証を取り消された場合をいいます。所轄庁からの改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができない場合や３年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁が設立認証の取り消しを行うことがあります（法 43）。

所轄庁より設立の認証の取消しを通知された後、清算人の登記、精算結了などを法人自身で行う必要があります。詳細な流れについては、所轄庁にお尋ねください。

【ア～エ及びカの事由による解散手続の流れ】



（２） ＮＰＯ法人の清算手続

ア　清算人の就任等

ＮＰＯ法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き理事が清算人になり、清算人以外の理事は職務権限を失います。

ただし、理事以外の者が清算人に就任できる場合として、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときがあります（法 31 の５）。

それでも清算人になる者がいない場合や清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を選任することができます（法 31 の６）。

なお、重要な事由があるとき、裁判所は利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で清算人を解任することができます（法 31 の７）。

イ　清算業務の内容

清算人は、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、(ｱ)～(ｳ)の清算業務を行うこととなります（法 31 の５、31 の９、32 の２①）。

(ｱ)　現務の結了

(ｲ)　債権の取立て及び債務の弁済

※　債権の申出の公告と催告をしなければなりません。債権の申出の公告は、解散後遅滞なく､少なくとも１回官報に掲載して行う必要があります(法 31 の 10①④)。

その後に清算人は、公告と催告により判明した債務の分配を行います。

(ｳ)　残余財産の引渡し

ウ　残余財産の帰属

残余財産とは、清算手続をして債権・債務を整理し、最終的に法人の手元に残った財産をいいます。解散したＮＰＯ法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します（法 32①）。**残余財産の帰属先（譲渡先）は、ＮＰＯ法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人から選定しなければならない**こととされています(法 11③)。ＮＰＯ法人の場合は、株式会社のように構成員で分配することはできません。

定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法 32②）。

さらに、上記の方法では処分されない財産は、国庫に帰属することになります（法 32③）。

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、清算結了した旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 32 の３）。

なお、合併の場合は、合併後に存続し又は新設される法人が、合併により消滅した法人の権利義務を承継するため、残余財産の帰属の考え方は生じません。

《残余財産の帰属先と定款の定め》

残余財産の定め方と残余財産の帰属先については次のとおりです。

帰属先に関する定款の定め		手続等
定め有り	特定の団体が帰属先として定められている	定款で定める団体への帰属
	「帰属先を解散の社員総会で決定する」と定められている	解散の社員総会の議決で帰属先を決定する（残余財産譲渡認証申請不要）
定めなし	定款に定めのない場合で、法に定める帰属先に譲渡したいとき	定款変更の社員総会を開催して定款変更認証申請を行い、認証されてから（定款に定めてから）解散手続を行う
	国又は地方公共団体に譲渡したいとき	残余財産譲渡認証申請を行い、認証された場合に譲渡できる
	残余財産譲渡申請が不認証のとき	国庫へ帰属（国の承諾を要しない）

清算中に就任した清算人については、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければなりません（法 31 の８）。

エ　解散及び清算人の登記

解散及び清算人就任の登記を申請する場合、解散の事由や誰が清算人に選任されたかにより添付書類が異なります。あらかじめ法務局にどのような添付書類が必要か問合せをすることをおすすめします。

参考までに、社員総会の決議による解散で、代表権のある理事が清算人になる場合は、①社員総会の議事録、②定款、③理事長以外の理事の選任を証する社員総会議事録（解散時の理事の選任に関するもの）及び就任承諾書（理事長等以外の理事についてのもの）が必要です。

（３）　社員総会の決議による解散の手続　※P108（１）アの場合

解散事由のうち社員総会の決議による解散及び清算に係る手続の流れは次のとおりです。

ア　社員総会の開催

総社員数の４分の３以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません(法 31 の２）。総会では、次の事項を決議する必要があります。

(ｱ)　解散することについての意思決定
(ｲ)　清算人の選任
(ｳ)　残余財産の帰属先(定款で残余財産の帰属先を総会において決議することとなっている場合のみ)

※社員総会議事録の作成例については、P116 を参考にしてください。

イ　解散及び清算人の登記

主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては２週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては３週間以内に、解散及び清算人の登記をします。

ウ　解散届出書の提出

解散の届出をする場合は、解散届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証するも

のとして登記事項全部証明書を添付して所轄庁に提出します。

エ　清算業務

清算人の職務は次のとおりで、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督のもと、清算のために必要な一切の行為をすることができる権限を有しています（法 31 の９①②、法 32 の２）。

なお、清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は改めて登記を行い、登記事項証明書を添付して所轄庁へ清算人就任の届出を行う必要があります（法 31 の８、規則 13）

(ｱ)　現務の結了

解散当時に着手していた事務を完結させます。事務の完結のための新たな契約行為等はできますが、事務の拡大に向かう契約行為等はできません。

(ｲ)　債務の取立て・弁済

a　公告・催告

清算人は、債権の取立て及び弁済を行います。

債務の弁済は、解散した後、遅滞なく「債権の申出の公告」を少なくとも１回官報に掲載して行わなければなりません。（法 31 の 10④）。定款に別の公告の方法が定められているとき（例：法人の掲示場所に掲示する等）は、定款の定めによる公告も行います。債権者が期間内に申出を行わない場合、その債権は清算から外される旨を付記する必要があります。債権の申出の期間は２か月を下ることはできません（法 31 の 10①②）。

また、判明している債権者にはそれぞれ別に申出の催告を行わなければならず、債権から外すことはできません（法 31 の 10③）。

《官報への掲載方法と文例案》

○　官報への掲載方法

官報は、独立行政法人国立印刷所が発行する全国紙です。官報への掲載申込方法や料金等については、下記の取次所にお問合せください。

宮崎県官報販売所

〒880-0841　宮崎市吉村町長田甲２３７５－１

TEL　0985-24-0386

○　文案例

当法人は、令和〇年〇月〇日に〇〇〇（解散事由）により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出ください。期間ないにお申出がないときは清算から除斥します。

令和〇年〇月〇日

宮崎県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人〇〇〇〇　清算人〇〇〇〇

b　債務の分配

上記の公告と催告により判明した債務について分配を行います。清算中に、財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになった場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをし、官報に掲載して公告しなければなりません。破産手続開始の決定を受けて破産管財人に事務を引き継いだ時は清算人の任務を終了することとなります（法 31 の 12）。

(ｳ)　残余財産の引渡し

残余財産がある場合は、その帰属先に財産の引渡しを行います。帰属する時期は清算結了の届出のときとなります（法 32①）。

オ　清算結了の登記

清算業務が結了したら、主たる事務所の所在地を管轄する法務局においては２週間以内に、その他の事務所の所在地を管轄する法務局においては３週間以内に清算結了の登記を行います。この登記により法人格が消滅します。

カ　清算結了届出書の提出

清算結了の登記完了後、清算人は所轄庁に清算結了届出書を提出する必要があります（法 32 の３）。

※　清算結了届出書を提出するまでは、解散法人としてＮＰＯ法人ポータルサイトに法人情報が掲載され続けます。清算人は登記完了後、速やかに清算結了届出書を提出してください。

※　所轄庁は清算結了届出書を受領後、ＮＰＯ法人ポータルサイトの行政入力情報において、解散情報欄の「清算結了または破産手続きの終了」にチェックを入れて情報更新してください。

３　解散に係る各種提出書類について

（１）　解散認定の申請

ＮＰＯ法人の解散事由のうち、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能による解散をしようとするときは、所轄庁の認定を受けなければなりません。所轄庁の認定を受ける場合は、次の書類を提出します。

	提　出　書　類	提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書＜宮崎県規則様式第６号＞	１部	１１９
2	事業の成功の不能となるに至った事由を証する書面	１部	－

（２）　解散の届出

ＮＰＯ法人の解散事由のうち社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠乏、破産手続開始の決定によって解散した場合、清算人は遅滞なく、次の書類を所轄庁に提出します。

	提　出　書　類	提出部数	参照ページ
1	解散届出書＜宮崎県規則様式第７号＞	１部	１２０
2	登記事項証明書（解散及び清算人の登記をしたことを証するもの）	１部	－

（３）　清算人就任の届出

清算中に清算人が就任した場合（例：解散時に就任していた清算人が交代した場合等）は改めて登記を行い、次の書類を所轄庁に提出します。

	提　出　書　類	提出部数	参照ページ
1	清算人就任届出書＜宮崎県規則様式第８号＞	１部	１２１
2	登記事項証明書（清算人の登記をしたことを証するもの）	１部	－

（４）　残余財産譲渡の認証申請

定款に、残余財産の帰属先に関する規定がない場合、清算人は「残余財産譲渡認証申請書により所轄庁に認証申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます（法 32②）。残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することについて認証を得ようとするときは、次の書類を所轄庁に提出します。

	提　出　書　類	提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書＜宮崎県規則様式第９号＞	１部	１２２

（５）　清算結了の届出

清算結了の登記後、次の書類を所轄庁に提出します。

	提　出　書　類	提出部数	参照ページ
1	清算結了届出書＜宮崎県規則様式第 10 号＞	１部	１２３
2	登記事項証明書（清算結了の登記をしたことを証するもの）	１部	－

【解散事由別手続一覧表】

解散事由 ＼ 手続の流れ	社員総会の決議	定款で定めた解散事由の発生	目的とする特定非営利活動に係る事業の不能	社員の欠亡	合併	破産手続開始の決定	設立認証の取消し
解散認定の申請、認定	－	－	○	－	Ｐ１０５参照	－	－
解散の登記	○		○	○		※	○
解散の届出	○	○	－	○		○	－
債権・債務、残余財産の整理	○	○	○	○		破産法による	○
清算結了の登記・届出	○	○	○	○			○

※　破産手続開始の決定による解散及び破産終結決定の登記は裁判所が職権により登記の嘱託を行います。

※　県では、令和８年９月より、地方公共団体における法人ベース・レジストリの運用登録を受け、登記完了届出書【設立、合併】、定款変更登記完了提出書の届出時には登記事項証明書の添付が省略できるようになりましたが、解散届出書、清算人就任届出書、清算結了届出書については、登記事項証明書の添付を省略することができませんので、ご注意ください。

詳細につきましては、宮崎県庁ホームページ「宮崎県のＮＰＯ情報サイト」（https://www.pref.miyazaki.lg.jp/npo-joho/npo-tebiki.html）を御確認ください。

宮崎県のＮＰＯ情報サイト（手引・パンフレット）